

京都大学実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、京都大学排水・廃棄物管理等規程（昭和54年達示第11号。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、実験廃液・廃棄物（京都大学の教育研究活動で発生する排水・廃棄物のうち、一部又は全部に特別管理廃棄物を含むものに限る。以下同じ。）の管理及び処理等の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、「排水・廃棄物」、「特別管理廃棄物」又は「部局等」とは、それぞれ規程第2条各項に規定するものをいう。

(特別管理責任者の指名に係る報告)

第3条 規程第4条第4項に規定する特別管理責任者の指名に係る報告は、別記様式1により行うものとする。

(処理基準)

第4条 規程第5条の総長が定める実験廃液等の処理基準は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(処理方法)

第5条 実験廃液・廃棄物の処理方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 部局等の長がセンターにその処理を依頼した実験廃液のうち、有機廃液については別表第1、無機廃液については別表第2に定める処理基準を満たすもの 環境保全センター（以下「センター」という。）における学内処理
 - (2) 部局等の長がセンターにその処理を依頼した実験廃液・廃棄物（前号に掲げる実験廃液を除く。）のうち、センターの長が外部委託が適切であると認めるもの センターが学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託
 - (3) 部局等の長が当該部局等での外部委託が適切であると認める実験廃液・廃棄物のうち、センターの長の確認を得たもの 部局等が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託
- 2 前項第1号及び第2号の処理に係る手続は、センターの長が定める。
- 3 第1項第1号及び第2号の処理を行うに当たって、実験廃液・廃棄物の発生部局等は、処理した実験廃液・廃棄物の量に応じて、センターの長が定める経費を負担するものとする。

(指導員)

第6条 実験廃液・廃棄物の発生部局等の長は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる処理を行うときは、当該処理方法の種類に応じ、次の各号に掲げる指導員若干名を置くものとする。

- (1) 第1号の処理 廃液処理指導員
 - (2) 第2号の処理 廃液・廃棄物情報管理指導員
- 2 前項各号に掲げる指導員は、それぞれセンターが実施する講習を受けた者のうちから、当該部局等の長が指名する。

(外部委託処理に係る報告)

第7条 部局等の長は、実験廃液・廃棄物の処理を学外の産業廃棄物処理業者に委託したときは、別記様式2により記録を作成する。

2 部局等の長は、前項の規定により作成した記録について、一の年度（4月1日から3月31日までをいう。）分を一括して、翌年度4月末日までに、総長に報告するものとする。

(部局等の長への委任)

第8条 実験廃液・廃棄物の発生部局等における第5条第1項第3号の処理に係る手続その他部局等におけるこの要項の実施に関し必要な事項は、当該部局等の長が定める。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関し必要な事項は、センターの長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年3月7日から実施する。
- 2 京都大学環境保全センター廃液処理装置暫定利用要項（昭和52年5月6日総長裁定）は、廃止する。